

地域社会・市町村の統合・分離 に関する社会学的考察

——地域人口分布研究の一視点——

若 林 敬 子

I はじめに — 地域人口分布の前提としての地域社会・市町村

地域人口分布の対象としての地域社会の範囲を、とりあえず市町村としてここでは把握し、その人口規模の変動を、史的・地域社会学的に考察しようというのが本稿の目的である。

地方行政区域としての市町村のあるべき適正規模を考えようとする時、それはその時代のどのような観点によって実質地域を測るかによって、全く異なる人口規模・面積となるであろう。一般的に言えば、生活圏の拡大に伴い広域化してきた過程であることに相違ない。だが特にわが国の明治以降の歴史は、他国に例をみない全国画一的な政策として町村合併が明治22年、昭和28年の二度にわたって実施されてきた。それが財政合理化策として行政による机上的線引きによったがために、地域再編成される側の地域社会との間に多くの亀裂を生じてもきた。それをうめるべく既存の組合立学校の設置が合併への一ステップとなったり、昭和31年の「新市町村建設促進法」が合併のあとしまつとしての学校統合政策によって、新区域の地域統合・組織化を企図して出発したりもした。

明治期の地方制度の原型成立期にさかのぼれば、学区と同様、伝統的村落共同体を無視して町村制度を設置・運営しようとして村落共同体にひじてつをくわされ、統合・分離のジグザグ紛争をくり返しつつ、国家・法制度の側が村落社会の実態にすりよってきた過程であった。この明治期以降も、国家による幾度かの大なぎなた・地域再編成政策に対しても、鈴木栄太郎のいう“自然村”ないし旧行政村は地域社会の基礎的単位として生き続け、末端機構として利用され続けてきたという点が注目されよう。それは学区の基礎的単位とも重層化し（アメリカのSchool Districtのように特別学区として設置されているのではなく、一般行政と原則として合致した一般学区であること）、¹⁾かつ地域住民の生活優先、政策への参加がさげられる中で、合併によって広域化しすぎてきたことへの反動ないし補完として、コミュニティ形成政策の具体的範囲として、今日再脚光を浴びつつある。

以上の様に、数回による合併によって地域社会の重層構造が形成されつつも、自然村ないし旧行政村レベルの学区が、地域再編成の核として、支配の側からも連帯の側からもその土台として存続し続け、決してそれ自体が核分裂したり、分断されて線引きされることなく生き続けてきた過程——これがわが国の地域社会の史的展開をみるにあたっての本稿の一つ前提的分析視点である。

次いで、地域人口分布の単位にあたって市町村の重要性について以下2点を特記したい。その第1

は昭和28年に人口の最低規模8千人を基準として新区域が誕生して30余年、この間の高度経済成長に伴う激しい人口移動が全国津々浦々にふきあれて、市町村の人口規模は大きな“分解”を生じてきた。過疎・過密問題の発生を、人口規模別にみた市町村の変動視点からみた時、どのような様相をきたしてきたのであろうか。自治省は最近四全総とのからみで「定住構想推進のための市町村の適正規模」に関する検討を始めたが、今日の段階でどのように考えたらよいのか、その前提としてもこれまでの政策的・統計的整理をふまえなければなるまい。

第2は域内過疎・過密問題の発生を四全総の中間まとめが指摘していることからしても、広域化した市町村内人口移動・分布問題への注目である。かつて筆者は昭和37年の全国総合開発計画の段階で新産業都市の人口計画とその実績を検討した時、県内の指定地域とそれ以外の地域との間でなお一層の分布不均衡を生んだことを指摘した。²⁾ 近時発表の四全総中間報告でも、東京への中核管理機能集積に伴う東京一極構造への深化とあわせ、地方都市の周辺地域からの流入による穏やかな人口集中地域と、そこからはずされた範囲外の人口流出という域内過疎・過密の進行を特色づける。過疎地域市町村内の集落再編成政策を射程内におきつつ地域人口分布問題を考えようとする時、郡程度もさることながら、広域化した市町村内の人口移動・分布に注目せざるをえない。

このように遠距離移動 migration のみではなく、過密大都市の中でよりよい住宅や生活環境を求めて移動したり、あるいは過疎市町村内でより便利な中心集落への移転など local mobility, residential mobility といった近距離・域内人口移動を重視して検討しようとする今日、人口移動統計の限界につきあたる。³⁾

地域人口分布といった時、その対象としての地域社会の設定によって問題が異なるが、本稿ではその具体的対象としての市町村区域を、無前提におくのではなく、それ自体が支配と連帯の対抗関係の中で統合・分離を繰り返し変動してきた地域社会学的研究対象として設定し、地域人口分布を考える前提的考察としたい。

II 町村制成立期にみる町村の統合・分離

明治初期の町村制は、明治6年の地租改正前後、明治11年の三新法（郡区町村編成法、府県会規則、地方税規則）、明治17年の区町村会法改正前後と三つの時期区分ができよう。この期の町村合併政策は、政府が寄生地主制を支配構造の基底にくみ入れていく過程での模索に従って、時には合併を進めたかと思えばすぐに反対するといった状況である。一般的に行政単位の区域は生産単位の区域と一致する傾向をもっているのだが、商品生産の盲目的発展に作用されて生産単位が仮象としてしか存在せず、行政単位と経済構造との矛盾が激しく、行政構造そのものも不安定となっていた。

この期の町村分合の状況を表1で見ると明治10年までは合併が進み、7～10年の4年間に約6千の町村が減少したかと思うと、12年を転機として、それ以後はむしろ分離がふえ、特に明治13～15年は277の町村が差引き増大した。つまり、明治10年までは地租改正を契機とした合併で、主として入作・出作関係の発展と、水利の村落共同利用を基礎とするものであり、この合併規模から「近代」村落の大字ないし部落に当たる。ところが明治22年時期の合併はそれ以前とは異なり、寄生地主制の支配範囲の確認とその支配による支配体系の確立のためのものであったと位置づけられよう。⁴⁾

さて、この明治22年3月から23年1月までの間、合併をめぐる紛争が集中し、農民一揆的なものさえ生じ、明治地方自治制はここで初めての大きなつまづきをする。この期の合併反対運動の統一要求は旧慣尊重であり、地方人民にとってみれば経済構造のちがう村と合併しない、入会権を従前通り確

表1 明治初期町村分合の状況

項目 年次	合併			分離			差引増減	町村現在数 (年末時)
	旧町村数	新町村数	差引減 町村数	旧町村数	新町村数	差引増 町村数		
明治7	205	71	134	1	2	1	△ 133	78,280
8	3,347	982	2,365	17	35	18	△ 2,338	75,942
9	4,216	1,534	2,682	13	35	22	△ 2,655	73,287
10	1,926	726	1,200	22	57	35	△ 1,157	72,130
11	754	270	484	22	87	65	△ 419	71,711
12	527	211	316	75	330	255	△ 47	71,664
13	134	57	77	41	167	126	51	71,715
14	274	99	175	106	333	227	66	71,781
15	152	63	89	95	337	242	160	71,941
16	304	88	216	67	207	140	△ 56	71,885
17	53	25	28	15	42	27	3	71,888
18	247	91	156	26	71	45	-	71,888
19	1,029	158	871	24	69	45	△ 821	71,067
合計	13,168	4,375	8,793	524	1,772	1,248	△ 7,346	

注) 1. △はマイナスをあらわす。以下同じ。

2. 大森文書による。

亀卦川浩『明治地方自治制度の成立過程』

東京市政調査会, 1955, pp.68-9

保したいという経済的要求や、公租公課をふやされては困るといった財政要求が含まれていた。こうした反対運動は、地方によっては長く続くが、全体としては名望家層の脱落とともに実を結ばない結末をむかえる。

明治21年に70,435（江戸期の藩政村は約8万弱といわれる）あった町村数が、表2でみるように22年には13,347にまで急減し、この人為的につくられた町村の新区域は安定せず、毎年のように統合・分離が続いた。明治33～35年には1,215町村が減少、39～41年には1,011、大正12～昭和元年には218と、各減少が目立った。これらの時期は、明治32年の府県制・郡制改正、明治30～40年の郡制廃止をめぐる政争、大正10年の郡制廃止、同15年の郡役所廃止とも前後し、大正期までの町村制の原型確立と相応する。

続いて日本資本主義が飛躍的に発展した大正3年から7年までの町村合併をみると、合併はほぼ二つの方向で行われている。第1は周辺農村の都市部への編入、第2は全国的に行われた組合立の合併である。これらはいずれも強制されない自然の合併が特徴であるが、特に第1は都市の発展を基盤としている。市の数をみると明治41年に61、大正7年に72、昭和3年に103と増大、大正7～昭和3年の10年間では市は31、町は292ふえ、村は659の減少をみた（後述の表7参照）。このように大正末期の合併数がそれほど多くないのは、市町村の動きに応じて政府が都市部への農村編入に特例を認めるとか、貧弱町村の合併に助成費を出すとかいう積極的な合併政策を打ち出せなかったためである。

この間の都市人口の推移を表3でみると明治31年から大正7年までの20年間に、人口1万人以上の都市数は233から566へと2.4倍に増え、その全国人口に対する割合は17.64%から31.92%へと1.8倍を示した。

表2 町村分合の状況

年次	町村数	減少数	年次	町村数	減少数
明治21	70,435	206	明治41	12,387	337
22	13,347	57,088	42	12,329	58
23	15,032	△ 1,685	43	12,327	2
24	14,741	291	44	12,319	8
25	14,762	△ 21	大正 1	12,313	6
26	14,785	△ 23	2	12,279	34
27	14,788	△ 3	3	12,267	12
28	14,765	23	4	12,216	51
29	14,783	△ 18	5	12,218	△ 2
30	14,734	49	6	12,199	19
31	14,726	8	7	12,172	27
32	14,702	24	8	12,156	16
33	14,540	162	9	12,148	8
34	13,637	903	10	12,099	49
35	13,487	150	11	12,096	3
36	13,472	15	12	12,009	87
37	13,399	73	13	11,961	48
38	13,398	1	14	11,906	55
39	12,856	542	昭和 1	11,878	28
40	12,724	132	2	11,876	2

注) 1. 明治22年の町村数は北海道、香川県、対島、隠岐を含んでおらない。これに対し明治23年はこれらを入れていたので町村数は形式上ふえている。
 2. この表は農林省農林経済局農政課「合併市町村基本調査資料第一集」1956年、p. 146によった。年次はすべて当年12月31日現在である。

表3 人口一万以上都市数及び同人口の変化

事項 年次	都市対農村人口の千分化		人口一万以上の都市数
	人口一万以上の都市	農村	
明治31年	176.4	823.6	233
明治36年	207.0	793.0	275
明治41年	249.3	750.7	373
大正 2年	276.1	723.9	469
大正 7年	319.2	680.8	566

注) 1. いずれも年末の統計。
 2. 「地方行政」第33巻第3号より引用。

Ⅲ 戦前資本主義発展期の都市化過程

第1次世界大戦以降、わが国の都市は急速に成長し、戦後の復興と高度経済成長期に突入する昭和30年頃まで、一つのパターンを推持する。それを以下倉辻平治と館稔らの2つの研究業績の紹介からはじめよう。

その第1は倉辻平治による昭和17年7月1日現在の市域に組み替えた人口階級別都市人口の推移である。大正9年～昭和15年までの人口およびその比率が表4、その増加数と率が表5である。東京・大阪・名古屋・京都・横浜・神戸の6大都市に人口が集中して大都市圏が形成され、他方小規模都市はその人口比率を低下している。⁵⁾

この大都市への人口集中は、工業的集積に加え、卸・小売・金融・保険・不動産・サービスなどの第三次産業と管理部門の集積に負うものである。この準戦時から戦時段階にかけて化学や機械工業等の重化学工業化が急速に進展し、従って重化学工業の生産都市が形成された。しかも昭和5～15年の間の人口増加率の高い都市は、重化学工業都市であり、典型的に労働者の集結という形で都市化が進行した。これらは軍需的性格をおびた重化学工業の生産力の発展に対応するものであった。

表4 昭和17年7月1日現在市域による人口階級別都市人口

人口階級 別都市数	昭 15		10		5		大 14		9	
	実数 (千人)	比率 (%)	実数 (千人)	比率 (%)	実数 (千人)	比率 (%)	実数 (千人)	比率 (%)	実数 (千人)	比率 (%)
総都市(195)	29,299	{ 40.1 100.0	26,535	{ 38.3 100.0	23,064	{ 35.8 100.0	20,010	{ 33.5 100.0	17,178	{ 30.7 100.0
6大都市(6)	14,407	49.2	12,803	48.3	10,824	46.9	9,145	45.7	7,682	44.7
20万以上(15)	3,794	13.0	3,390	12.8	2,909	12.6	2,509	12.5	2,144	12.5
10万以上(26)	3,776	12.9	3,439	12.9	3,088	13.4	2,751	13.8	2,413	14.0
5万以上(57)	3,993	13.6	3,762	14.2	3,365	14.6	2,971	14.8	2,559	14.9
5万未満(91)	3,328	11.3	3,140	11.8	2,877	12.5	2,633	13.2	2,380	13.9
市部外	43,816	59.9	42,719	61.7	41,386	64.2	39,727	66.5	38,785	69.3

注) 総都市の比率欄上段は内地総人口に対する都市人口全体の占める比率, 6大都市以下の比率は総都市人口を100とする各階級の占める比率を示す. 倉辻平治『都市の経済社会理論序説』1961年 p.119
(なお6大都市の人口を昭和15年8月1日現在の市域に組替え, 大正9年~昭和10年までの国調数字で計算した東京市政調査会の研究実績もある.)

表5 前表4記載都市人口の増加数ならびに増加率

都市人口階級	昭5~15		昭10~15		昭5~10		大14~昭5		大9~14	
	増加数	比率	増加数	比率	増加数	比率	増加数	比率	増加数	比率
総都市	6,234,877	27.0	2,763,483	10.4	3,471,394	15.1	3,053,898	15.3	2,832,042	16.5
6大都市	3,583,022	33.1	1,604,118	12.5	1,978,904	18.3	1,679,485	18.4	1,462,995	19.0
20万以上	885,520	30.4	404,472	11.9	481,048	16.5	399,304	15.9	365,933	17.1
10万 "	688,031	22.3	336,736	9.8	351,298	11.4	336,885	12.2	338,202	14.0
5万 "	626,990	18.6	230,340	6.1	396,650	11.8	394,558	13.3	411,996	16.1
5万未満	451,314	15.7	187,819	6.0	263,495	9.2	243,666	9.3	252,916	10.6
市部外	2,429,426	5.9	1,096,677	2.6	1,332,749	3.2	1,659,285	4.2	941,727	2.4

注) 倉辻平治 前掲書 p.120

その後, 第二次世界大戦の開始と敗戦は, 都市化の進行を中断させ, 一時的に脱都市化の現象を惹起したが, 昭和21年を底として22年から大都市への集中過程に転じる。

戦後の農村から大都市への人口移動・大都市化をうながした背景として, 以下の2点に留意する必要がある。その第1は, 戦後の民主的諸改革である特に農地改革, 家族制度の崩壊と基本的人権の確立である。これにより戦前には人口移動の歯どめとなっていた農村共同体にまつわる諸装置を崩壊させ, 次三男はもとより長男ひいては世帯主も含む一家の離農, あるいは離村が行われるようになった。第2は, 高度経済成長の過程で進んだ産業構造の変化と農業の機械化・省力化が大規模な民族移動を生じさせたといえよう。

ついで第2は館稔・上田正夫による業績である。館らは地域社会の単元を市町村と仮定, その大きさによる大正9~昭和25年の間の人口変動を考察した。つまり「わが国の人口現象の地域的特性・特に都市と農村の人口現象の差異をとり, 実態的に考察するために各市町村を単位的な地域社会とみて, それらの特長を最も単純に, 最も形式的に, しかも最も包括的に示す指標として, 地域社会の大きさをとって示した。」⁶⁾

表6. 人口階級別市町村数・人口・人口割合・指数(大正9年~昭和25年)

人口階級	昭和25年	昭和22年	昭和21年	昭和20年	昭和19年	昭和15年	昭和10年	昭和5年	大正14年	大正9年
地 域 社 会 の 数										
総 数	10,414	10,505	10,529	10,536	10,575	11,132	11,488	11,807	11,961	12,188
10 万 ≤	64	52	43	36	50	45	34	32	21	16
5 - 10 万	91	87	79	76	68	55	53	64	50	30
4 - 5 万	51	50	44	43	30	27	16	27	31	20
3 - 4 万	74	61	66	72	69	60	44	38	36	40
2 - 3 万	123	115	108	106	74	87	84	90	75	73
1 - 2 万	724	705	659	682	447	454	446	408	374	356
5千-1万	2,618	2,620	2,544	2,713	1,794	1,888	1,931	1,855	1,712	1,616
5千>	6,669	6,815	6,986	6,808	8,043	8,516	8,880	9,293	9,662	10,037
人 口 (単位1,000人)										
総 数	83,200	78,101	73,114	71,996	72,120	72,540	68,662	63,872	59,179	55,391
10 万 ≤	21,326	16,789	13,465	11,014	21,843	21,291	17,518	11,481	8,741	6,754
5 - 10 万	6,307	6,148	5,537	5,397	4,654	3,792	3,620	4,342	3,390	2,051
4 - 5 万	2,269	2,216	1,941	1,916	1,319	1,221	740	1,192	1,381	889
3 - 4 万	2,564	2,128	2,323	2,556	2,388	2,048	1,489	1,293	1,249	1,407
2 - 3 万	2,843	2,737	2,603	2,579	1,833	2,115	2,017	2,138	1,742	1,740
1 - 2 万	9,598	9,393	8,763	9,076	6,065	6,073	5,975	5,476	4,994	4,831
5千-1万	17,622	17,636	17,089	18,275	11,944	12,526	12,775	12,302	11,314	10,647
5千>	20,671	21,053	21,393	21,185	22,075	23,472	24,527	25,649	26,368	27,072
割 合 (総人口 = 100.00)										
総 数	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
10 万 ≤	25.63	21.50	18.42	15.30	30.29	29.35	25.53	17.98	14.77	12.19
5 - 10 万	7.58	7.87	7.57	7.50	6.45	5.23	5.27	6.80	5.73	3.70
4 - 5 万	2.73	2.84	2.65	2.66	1.83	1.68	1.08	1.87	2.33	1.61
3 - 4 万	3.08	2.73	3.18	3.55	3.31	2.82	2.17	2.02	2.11	2.54
2 - 3 万	3.42	3.50	3.56	3.58	2.54	2.92	2.94	3.35	2.94	3.14
1 - 2 万	11.54	12.03	11.99	12.61	8.41	8.37	8.70	8.57	8.44	8.72
5千-1万	21.18	22.58	23.37	25.38	16.56	17.27	18.61	19.26	19.11	19.22
5千>	24.85	26.96	29.26	29.42	30.61	32.36	35.71	40.16	44.56	48.87
指 数 (大正9年 = 100)										
総 数	150	141	132	130	130	131	124	115	107	100
10 万 ≤	316	249	199	163	323	315	260	170	129	100
5 - 10 万	307	300	270	263	227	185	176	212	165	100
4 - 5 万	255	249	218	215	148	137	83	134	155	100
3 - 4 万	182	151	165	182	180	146	106	92	89	100
2 - 3 万	163	157	150	148	105	122	116	123	100	100
1 - 2 万	199	194	181	188	126	126	124	113	103	100
5千-1万	166	166	166	172	112	118	120	116	106	100
5千>	76	78	79	78	82	87	91	95	97	100

昭和25年は常住人口, その他はすべて現在人口, ただし昭和15年は内閣統計局『昭和15年国勢調査内地人口数(市町村別)』昭和16年5月によるもので在外の軍人軍属等を含む。昭和19年は陸海軍の部隊及び艦船にあるものを含まない。昭和20年は陸海軍の部隊, 艦船にあるもの及び外国人を含まない。昭和21年は外国人, 外国人の世帯にあるもの, 朝鮮人, 台湾人, 沖縄島人で, それぞれ朝鮮, 台湾, 沖縄に帰還を希望したものを含まない。昭和22年は水害地の町村の調査洩れ(人口3,109)のみを補正した数(78,100,541)で, 町村に配分されない水害地の調査洩れ(932)を含まない数である。調査期日は昭和19年2月22日, 昭和20年11月1日, 昭和21年4月26日, その他はすべて10月1日。

館稔, 上田正夫『地域社会の大きさと人口現象』『人口問題研究』第8巻第2号 1952年10月 p. 21

表6でみるように、市町村・地域社会の人口階級別数、人口、割合、指数を大正9～昭和25年間に
ついて整理した。これによると常に減少を続けているのは人口5千未満の小規模町村のみであるが、
特に戦時の昭和19年の8,043から終戦直後の20年6,808へと1,235も急減したのは、合併以外に終戦
による人口増加によって上の階級に飛び込んだ町村が少なくなかったことによるとみられる。他方人
口10万人以上の大都市数は、昭和19・20年に減じたほかは、常に最も著しい増加傾向を示し、大正9
年の16市が昭和25年には64市と増大する。人口割合・指数でみても、規模の大きい都市（市町村）ほ
ど人口増加率が高く、5千人未満では3割の絶対減がみられ、その分布配置に変動があったことが解
せる。

以上のように1920年代のわが国の大都市は、いわば農村社会の中に浮かぶ島であったが、戦後は国
土全体が大都市社会へととなりつつある。戦前の都市は、戦後合併後の都市と比してはるかに集積度
が高く、人口密度をとってみても大正9年の7,341人/km²は、昭和35年の721人/km²の約10倍もある。

わが国における都市化は、現代資本主義にはいる1920年代より画期をなすようになる。明治23（1890）
年から昭和15（1940）年までの半世紀の間、都市の数は47から166へ、都市人口は320万人から2,758
万人へ。この延長線上に戦後の異常な速さの都市の大規模化、特に三大都市圏の形成が顕著となり、
戦後日本資本主義の基本的特徴となっていくのである。

IV 戦後町村合併政策に伴う町村の統合・分離

昭和28年10月の『町村合併促進法』および31年10月の『市町村建設促進法』の制定前後にみられる
町村の統合・分離はどうであったか。法に基づいて実施された町村の減少数は、その規模と速度にお
いて世界に類をみないものであり、いったいそれが日本固有のものなのか、超歴史的な財政技術なの
か、本質的企図はなんであったかの評価が問題となる。

終戦後の地方財政難を背景にして、昭和24年に来日したシャンプらの勧告、地方行政調査委員会の
26年報告が原動力となり、財政効率論の見地から町村規模拡大が議論されるようになり、促進法制定
へと接近する。

詳細な議論は前掲拙稿に譲るとして、この期の町村合併政策の歴史的意義は戦後資本主義の農村支
配・地方行政機構の再編整備という経済的・行政的國家要請のもとにうちだされ、新たな官僚制構
築の下に地方自治体を位置づけるための政策であったといえよう。問題はなぜ短期的にして、全国画
一的に行われたかの促進過程にある。この過程で国と地方の行政機構は、地方経済・地域生活圏の発
展を様々にゆがめ、分断されるような形で合併を実現させていく事例が多く、そのゆがみと分断とが、
その後の地域社会に種々な紛争種を落としていくことが注視されなければならない。（学区をめぐる
紛争が、究極のところこの期の合併を否定し、分村を求める運動となっていくことは、その一つの実
証である。）

合併の規模決定にあたっては「おおむね8千人以上の住民を有する」ことが標準とされ、その際に
考慮されたのは、事務の合理的・能率的処理と同時に「新制中学校を推奨し、理想的に運営していく」
ための規模であった。⁷⁾ しかしその後の実施過程で、8千人は最低基準と化し、数量的基準のみが先
行し、地域住民生活と離れた机上的機械主義によって強行されていったことが、解決されにくい紛争
を発生し、長期化させる一因となったのである。

時限法であった「町村合併政策」が表7でみるように全国約1万の市町村を3千余に減ずる計画を
大方達して3年後に失効、同時に「新市町村建設促進法」が31年に制定され、合併の第2段階をむか

表7 市町村数の推移

年次	市	町	村	計
明治16年	19	12,194	59,284	71,497
22	39	(15,820)		15,859
31	48	1,173	13,068	14,289
41	61	1,167	11,220	12,448
大正7年12月末	72	1,333	10,839	12,251
11	91	1,242	10,982	12,315
昭和3年	103	1,625	10,180	11,908
5	109	1,528	10,292	11,929
15	178	1,706	9,614	11,498
20年10月	205	1,797	8,518	10,520
25年1月	235	1,862	8,346	10,443
28年9月30日	285	1,970	7,640	9,895
29年4月	382	1,872	6,674	8,928
30年4月	488	1,833	2,885	5,206
31年4月	495	1,870	2,303	4,668
32年4月	500	1,918	1,448	3,866
35年4月	555	1,922	1,049	3,526
38年4月	553	1,978	892	3,423
40年4月	560	2,005	827	3,392
45年4月	564	2,027	689	3,280
50年4月	643	1,974	640	3,257
55年4月	646	1,991	618	3,255
59年4月	651	1,995	607	3,255

(藩政村, 自然村は約8万)

市制町村制施行

町村合併促進法施行
(昭28.10.1)

新市町村建設促進法施行
(昭31.6.30)

{ 市の合併の特例に関する法律施行(昭37.5.10)
新産都市建設促進法施行(昭37.8.1)

{ 工業整備特別地域整備促進法施行(昭39.7.3)
市町村の合併の特例に関する法律施行(昭40.3.29)

北方領土の6村を含めると3,261となる

大正7年, 昭和3年は東京市政調査会, 「自治制発布五十周年記念論文集」, (1938年)による
他は自治省振興課「全国市町村要覧」

えた。この法の目的は「町村合併の総仕上げのための新市町村の育成・発展方策と、合併に伴う争議処理および未合併町村の合併推進の二点」であった。前目的の中心の方策として学校統合政策が合併機運とあわせて新市町村の一体化の獲得に資する目的で自治省ペースでスタートし、あわてて文部省が後をおったのもこの期である。

また未合併町村・分村問題、県境界にわたる紛争の3つが、やっかいな問題としてその後も全国各地で長期間尾をひくことになる。その第1である未合併町村における合併の障害点を、昭和31年9月1日現在でみると次表のように記録されている。1,781件の内長野県は139件で最も多く、千葉県は

未合併町村数 1,781	
1. 合併ブロックに対する意見の対立	512
2. 自立の傾向の強いもの	141
3. 財政状況の不均衡	129
4. 名称・役場の位置に関する意見対立	124
5. 住民感情の対立	114
6. 面積広大・山間地等特殊地域のため	113
7. 指導者に対する住民の不信	41
8. 一般に消極的なもの	288

(「自治日報」昭31年10月1日より)

わずか9件であり合併をきそいあった“先進県”であった。

第2に市町村の一部地域の分離に関する争論は、昭和33年5月3日調べで以下のとおりである。

あっせん調停した件数	280
成立したもの	116 (内分村83)
うちきりとなったもの	50
あっせん調停中のもの	114

(自治省『町村合併促進新市町村建設促進関係資料』第Ⅱ巻 昭37年 P684より)

新市町村建設促進法27条に基づく境界変更によるあっせん・調停にかかる争論調べ（昭和34年5月1日現在、自治省調べ）では、総件数291、旧境界変更を約束した経緯のあるもの104、（境界変更したもの53、しなかったもの25）、それ以外のもの187を数える。観念的にははるかに合理的と考えられる分村合併方式を極力避けようとしたことも紛争を結果として多くし、31年当時、計437件、内分村で争っている例は全国で223件、480市町村を数えた。

第3にこれら紛争の中でも県境界にわたるものはなお一層複雑で、連日国会で大きく問題にあがっただけでも以下の9件を数える。

埼玉県入間郡元狭山村と東京都西多摩郡瑞穂町の合併

福井県大野郡石徹白村と岐阜県郡上郡白鳥町の合併

三重県桑名郡木曾岬村と愛知県海部郡彌富町の合併

奈良県添上郡月瀬村と三重県上野市の合併

愛媛県越智郡生名村と広島県因島市の合併

長野県西筑摩郡神坂村と岐阜県中津川市の合併

群馬県山田郡矢場川村と栃木県足利市の合併

栃木県足利郡菱村と群馬県桐生市の合併

京都府南桑田郡檜田村と大阪府高槻市の合併

この内の旧神坂村をめぐる学区ぐるみの大紛争は合併後30年を経た今日でも最終結着をみるに至っていない。⁸⁾

以上は合併期に発生した紛争であるが、これ以外にも地域社会の設定にあたっては、社会学的に興味ある諸点をもっている。たとえば伝統的な「飛地」（ある行政区域の主地域から飛び離れて他の区画の中にある地域）は、農住混合化される近年では話し合いによる解消の途にあるといえよう。逆に公有水面の埋立てや干拓による新規造成地の境界確定をめぐる紛争などは、税収問題等が引き金となってむしろ新たに増大する傾向にある。⁹⁾

地域社会における境界変更とは、既存の慣行としての住民の生業を奪うことにもつながりかねない。ましてや行政の側が机上的に行おうとする統合合併政策と、住民の側が歴史的・帰属意識的につくりあげてきた抵抗の分離姿勢とは、常にぶつかりあい、種々の利害関係を生み出す源泉ともなったことを軽視してはならない。

V 都市・農村（市部・郡部）別人口の推移

人口の地域分布は、その国で用いられている行政地域区分に基づいて観察されることが多いが、都市・農村の区分で把握される時には、従来から統計上、市部・郡部別によって表わされるのが、わが国の通例である。

いわゆる都市地域（urban area）の定義は、国によって異なり、同一である場合が少ないために国際比較は困難である。例えばアメリカ合衆国では、統計上2,500人以上の法人格（incorporated place）が都市地域として扱われ、フランスでは人口2,000人以上の自治体（Commune）、ドイツでは人口2,000人以上の自治体（Gemeinde）がそれぞれ都市地域として扱われている。またスウェーデンでは人口200人以上の市街地が、インド、パキスタン、バングラデシュなどでは統計上人口5,000人以上の町（town）がそれぞれ都市地域として扱われている。

このように、各国の都市の行政基準に差異があり、特にわが国は既述したような市町村合併政策と

いう他国に例をみない政策がとられてきた。ために、この人為的行政区域再編成による都市人口の膨張には、それ自体が人為的・行政的数字がはいつているといえる。それでも都市への人口集中は急速度であり、このスピードはアメリカが一世紀かかったことを、わずか4分の1の25年でなしとげたとされる。¹⁰⁾

また近年のわが国農村の都市化は著しく、経済機能の集積、交通・通信の発達、生活様式の都市化 (urbanism および urbanization) などを見ると、行政村の「町村」といっても、他国では「市」とよべるような状況が生じている。従って人為的な都市形成であったとはいえ、全体としてはわが国の都市化の進みが指摘されよう。

表8は市部・郡部別人口、その割合、面積割合、人口密度の大正9年以降の国調結果を示す。ここでみる都市(市部)人口は、大正9年に18.0%、面積0.4%にすぎず、また海の中の小島の点在であった。戦後は合併促進法によって大きく変化し、昭和25年の37.3%から30年の56.1%へ、面積の割合も5.3%から18.0%へと急増する。この結果人口密度は25年の1,566人/㎢から、743人/㎢に急低下し、市部の都市的性格が極めて不明瞭なものとなってしまった。従って市部・郡部別人口による都市・農村別人口分布の数量的比較は、この合併以前と以後とでは、実際的には整合しないものとするの

表8 市部、郡部別でみる都市・農村人口及び面積の推移—大正9年～昭和55年

年次	人口 (1000人)		人口の割合 (%)		面積の割合 ¹⁾ (%)		人口密度 ²⁾ (人/㎢)	
	市部	郡部	市部	郡部	市部	郡部	市部	郡部
大正9年	10,097	45,866	18.0	82.0	0.4	99.6	7,341	121
14年	12,897	46,840	21.6	78.4	0.6	99.4	5,912	123
昭和5年	15,444	49,006	24.0	76.0	0.8	99.2	5,234	129
10年	22,666	46,588	32.7	67.3	1.3	98.7	4,449	123
15年	27,578	45,537	37.7	62.3	2.3	97.7	3,115	122
20年 ³⁾	20,022	51,976	27.8	72.2	3.9	96.1	1,379	147
25年	31,366	52,749	37.3	62.7	5.3	94.7	1,566	150
30年	50,532	39,544	56.1	43.9	18.0	81.6	743	131
35年 ⁴⁾	59,678	34,622	63.3	36.7	22.0	77.6	721	120
40年	67,356	31,853	67.9	32.1	23.5	76.1	761	113
45年	75,429	29,237	72.1	27.9	25.3	74.4	792	106
50年	84,967	26,972	75.9	24.1	27.1	72.6	831	100
55年	89,187	27,873	76.2	23.8	27.2	72.5	870	104

- 1) 昭和25年～55年の所属未定の湖沼等の面積は、市部又は郡部には含まれていない。
 2) 人口密度については、各回国勢調査令によって調査の対象外であった地域の面積を除いて算出した。(ただし、昭和25年～45年については、沖縄県を含めて算出した。)
 3) 沖縄県を除く。
 4) 長野県西筑摩郡山口村と岐阜県中津川市間の境界紛争地域の人口(73人)及び岡山県児島湾干拓第7区の人口(1,200人)は、市部、郡部のいずれにも含まれていない。

なお明治41年 市部 7,332, 郡部 41,987, 市部人口化 14.9%
 大正2年 " 8,234, " 44,684, " 15.6
 大正7年 " 10,028, " 45,635, " 18.0
 (岡崎文規「都市人口の発展」『人口問題研究』第5巻第10, 11, 12号, 昭23年4月による)
 なお明治23(1890)年の都市数 47, 都市人口 320万, 割合 7.8%.

が妥当である。(周知の通り、昭和35年以降実質的な都市地域として“人口集中地区(DID)”が設定された。それによると35年の人口割合は43.7%、面積割合は1.0%、55年には各59.7%、2.7%となっている。)

また、市部・郡部別人口の増減率は表9に示すような対照を示す。両者の対比は次第に接近している点に注意を要する。これらの流れをどうみるかは次節にゆずろう。

表9 市部、郡部別人口の増減率—昭和30年～55年
(%, △は減少)

年次	全国	市部	郡部
昭和30年～35年	4.7	9.4	△2.6
35年～40年	5.2	9.9	△3.5
40年～45年	5.5	8.7	△1.9
45年～50年	7.0	8.7	1.8
50年～55年	4.6	4.8	4.0

期末時の境域による。

VI 人口階級別市町村の分解と最大・最小規模団体

昭和28年9月1日の町村合併促進法施行直前、わが国の人口階級別町村数は、5千人未満町村が9,622中の6,136(63.8%)を占め、1万人以上はわずか866(9.0%)にすぎなかった。面積も10km²未満が2,785, 30km²までには6,863(71.3%)が含まれてしまうという小規模なものであった。表10は昭和59年3月現在の市および町村別の面積・人口階級別市町村数の分布である。

合併政策では、既述したように最小人口の標準となる規模8千人(当初最小面積規模30km²を基準とすることになっていたが、各地の実情を調査すると促進の支障を来たすような点もあるとして、後に削除された)をめどに全国画一的に実施された。その結果、一町村あたり平均人口は、昭和28年10月の5,396人から3年後の31年10月には15,871人に、一町村あたり平均面積は34.89km²から104.08km²へと約3倍と拡大した。そして59年3月現在、一町村あたり平均人口10,900人、平均面積103.21km²へ(一市あたりでは127,133人、157.23km²)となっている。昭和55年国調でみると、地方行政区域としての「村」は全国でわずか616、全市町村数の18.9%、人口割合では2.6%にすぎず、香川・兵庫県ではゼロ、神奈川・滋賀・長崎・京都・大阪ではわずか各一村しか残存していない。

ところで合併政策後、おりからの高度経済成長とともに激しい人口移動の波が全国をかけぬけた。画一的造成物であった市町村はその後の30余年の年月を経て大なる人口分布の不均衡を生んだ。表11でみるように、人口の最大規模は、横浜市の291.5万人、五日市町の9.4万人、最小規模は本土の愛知県富山村と離島の東京都青ヶ島村とが、ここ数年いれかわりあっている。

また、過大・過小規模の市町村を列挙したのが表12である。(1)人口50万人以上の市は20、(2)3万未満の過小人口の市48(2.5万未満では18)、(3)4万人以上の町18(3.5万人以上は38)、(4)千人未満の村32(内いわゆる離島は12村)を数える。この千人未満の独立村は昭和42年に11、44年に12、45年に15、49年21、55年27、57年28、59年32と増大してきたのは、過疎地域・過小規模村のなお一層の過疎化の進行による“下降分解”といえよう。他方、過大規模市・町は大都市圏内および周辺のベッドタウン地域に多い。いわゆる自治省ペースで、この“適正規模”なるものを考えようとした時、離島や山村等のこれらの小規模村の存在は、最も配慮をようする対象であり、これまでの史的教訓からするならば、合理化・統合等が過疎に一層の拍車をかける結果を帰結することになりかねないことを肝に銘じなければなるまい。

それでは筆者が追跡調査を重ねている富山村の現状について、紙面の許す限り、以下記しておこう。

愛知県北設楽郡富山村は、本土最小人口の独立村である。昭和30年前後の佐久間ダム建設によって、村の中核部分を水没で失い、人口の半数が離村、その後厳しい過疎化でさらに人口が半減してきた。

表11 人口、面積、人口密度で最大・最小の市町村

○ 人口 昭和59年3月31日現在					
市	最大	横浜市(神奈川県)			2,915,220人
	最小	歌志内市(北海道)			9,863人
	※	東京都23区人口			8,170,379人
町	最大	五日市町(広島県)			94,394人
	最小	伊王島町(長崎県)			1,530人
村	最大	豊見城村(沖縄県)			36,547人
	最小	{ 青ヶ島村(東京都)			200人
		{ 富山村(愛知県)			200人
	※	島しょを除く最小の村	富山村(愛知県)		200人
○ 面積 昭和58年10月1日現在					
市	最大	いわき市(福島県)			1,229.97 km ²
	最小	蕨市(埼玉県)			5.09 km ²
町	最大	足寄町(北海道)			1,400.69 km ²
	最小	高島町(長崎県)			1.49 km ²
村	最大	十津川村(奈良県)			669.77 km ²
		[留別村(北海道)]			[1,429.73 km ²]
	最小	鶯殿村(三重県)			3.11 km ²
		〔 〕は北方六村を含んだ場合			
○ 人口密度 昭和59年3月31日現在					
市	最大	蕨市(埼玉県)			13,578.59 (人/km ²)
	最小	芦別市(北海道)			35.55 (人/km ²)
町	最大	西枇杷島町(愛知県)			5,428.04 (人/km ²)
	最小	幌加内町(北海道)			4.43 (人/km ²)
村	最大	可美村(静岡県)			3,114.11 (人/km ²)
	最小	檜枝岐村(福島県)			1.65 (人/km ²)
○ 1世帯当たり構成員					
			全人口(人)	世帯数	構成員(人)
市	最大	白根市(新潟県)	34,230	7,799	4.4
	最小	武蔵野市(東京都)	133,765	56,481	2.4
町	最大	{ 櫛引町(山形県)	8,761	1,769	5.0
		{ 栄町(新潟県)	11,509	2,313	5.0
	最小	東和町(山口県)	7,429	3,312	2.2
村	最大	潟東村(新潟県)	6,280	1,194	5.3
	最小	{ 青ヶ島村(東京都)	200	98	2.0
		{ 小笠原村(東京都)	1,753	883	2.0

出所：表10と同

ちなみに大正9年は323戸 1,496人、昭和28年は192戸 1,036人、32年は126戸 571人、そしてついに59年7月末には75戸 209人(教員の10戸等を除くいわゆる地付者でいえば63戸 191人)を数えるのみである。その年齢構成は65歳以上は50人(24.2%)、40~64歳は97人、15~39歳40人、15歳未満20人である。このように20歳代が14人、30歳代が15人を数えるということは、独立村であるが故の公的施設、例えば学校・役場・郵便局等の就業の場がなお存在していることのもつ意味は大である。しかしながら昨84年8月に6年ぶりに再訪してみると、役場職員さえもが隣村の長野県民によって一部占

表12 過大・過小人口の市町村一覽

(昭和59年3月末現在人口)

(1) 人口50万人以上の市				(3) 人口4万人以上の町												
1	特	別	区	(東京)	8,170,379	1	五	日	市	町	広	島	県	94,394		
2	横		浜		2,915,220	2	幸	手	久	町	埼	玉	県	50,858		
3	大	古	阪		2,533,921	3	牛	日	市	町	茨	城	県	49,806		
4	名		屋		2,065,833	4	廿	日	市	町	茨	城	県	49,214		
5	札		幌		1,478,515	5	阪	南	町	町	大	島	府	48,537		
6	京		都		1,464,418	6	狭	山	町	町	大	阪	府	48,391		
7	神		戸		1,381,005	7	日	高	町	町	大	阪	府	47,373		
8	福		岡		1,097,730	8	府	中	町	町	大	阪	府	47,175		
9	北	九	州		1,051,963	9	前	原	町	町	大	阪	府	45,519		
10	川		崎		1,049,460	10	羽	村	町	町	大	阪	府	45,220		
11	広		島		906,765	11	袖	浦	町	町	千	葉	県	45,218		
12	千	堺	葉		810,482	12	鶴	島	町	町	千	葉	府	44,543		
13	仙		台		767,695	13	田	辺	町	町	千	葉	府	44,016		
14	岡		山		663,498	14	吉	川	町	町	千	葉	府	42,261		
15					555,396	15	日	進	町	町	千	葉	府	41,911		
16	熊		本		526,748	16	鹿	島	町	町	茨	城	県	41,463		
17	鹿	児	島		517,461	17	香	芝	町	町	茨	城	県	41,427		
18	尼		崎		505,831	18	栗	東	町	町	茨	城	県	40,224		
19	浜		松		504,305											
20	東	大	阪		501,717											
(2) 人口2.5万人以下の市				(4) 人口千人未満の村												
635	松	浦	市	長	崎	県	24,657	2573	吉	和	村	広	島	県	999	
636	天	竜	市	静	岡	道	24,580	2574	高	根	村	岐	阜	県	987	
637	赤	平	市	北	海	道	24,380	2575	芦	川	村	山	梨	県	972	
638	垂	水	市	鹿	児	島	24,358	2576	尾	口	村	石	川	県	968	
639	土	佐	水	高	知	県	24,302	2577	野	迫	村	奈	良	県	967	
640	牛	深	市	熊	本	県	23,861	2578	上	平	村	富	山	県	959	
641	西	之	市	鹿	児	島	23,042	2579	清	内	村	山	野	県	905	
642	庄	原	市	鹿	児	島	22,940	2580	坂	内	村	長	阜	県	890	
643	竹	田	市	大	分	道	22,773	2581	阿	波	村	岐	山	県	871	
644	三	笠	市	北	海	道	22,426	2582	壳	木	村	長	野	県	852	
645	杵	築	市	大	分	道	22,341	2583	十	島	村	鹿	児	島	○	831
646	日	光	市	大	分	道	22,298	2584	大	川	村	高	知	県	783	
647	美	橋	市	大	分	道	21,586	2585	北	山	村	和	歌	山	○	781
648	雨	津	市	大	分	道	21,261	2586	座	間	村	沖	野	県	756	
649	豊	高	市	大	分	道	20,636	2587	浪	合	村	長	野	県	747	
650	石	川	市	沖	繩	県	19,719	2588	花	園	村	和	歌	山	○	719
651	山	田	市	福	岡	道	15,349	2589	渡	敷	村	沖	繩	山	○	702
652	歌	志	内	北	海	道	9,863	2590	檜	岐	村	福	島	県	647	
								2591	布	施	村	島	根	県	622	
								2592	芦	安	村	山	梨	県	613	
								2593	北	東	村	沖	繩	県	○	612
								2594	平	谷	村	長	野	県	○	611
								2595	粟	島	村	新	潟	県	○	583
								2596	三	島	村	鹿	児	島	○	558
								2597	渡	喜	村	沖	繩	県	○	547
								2598	藤	橋	村	岐	阜	県	○	463
								2599	魚	子	村	愛	媛	県	○	426
								2600	別	山	村	愛	媛	都	○	357
								2601	利	島	村	東	京	都	○	295
								2602	御	蔵	村	東	京	都	○	229
								2603	青	ヶ	島	東	京	都	○	200
								2604	富	山	村	愛	知	県	○	200

出所：表10と同

○はいわゆる離島

められ始めていること、地域共同生活の維持がもはや高齢化によって困難と化している集落が再検出された。

それではなぜ実質200人を割った独立村が本土内で存続し続けているのであろうか。そこには、天竜川・佐久間ダムに係る水利権をめぐる愛知・静岡・長野三県の配分問題が背後に存在する。つまり電発負担による昭和58年度1年間の水利使用料4億5099万円が静岡県56.0%、愛知県35.4%（1億5947万円）、長野県8.6%と県財政に配分される（富山村への固定資産税は昭和51年度決算で2096.5万円、全村税の85.5%）。ところが富山村は生活圏としては静岡県水窪町に属するが越県合併がもしなされると、愛知県としては（豊根村はわずか接するのを除き）天竜川水系への発言権を大方失うことになる。さらには昭和44年以降水資源開発公団が、佐久間ダム湖より豊川用水（握美半島地域を含む）へ最大毎秒14㎡の農・工業用水や水道として取水を行っている。これは流域を越える分水であり、利水県である愛知県としては、水源域を自県内に有することが安定的な利水のための発言権に将来ともにつながるという判断がある。

また、富山村にとっては、ダムによる水没をはじめ県に対して村が常に犠牲になってきたという認識があり、補助金規定等で人口基準が枠におさまらない際など、常に村の県に対する“きり札”として、この水利権問題がつかわれてきたという側面がある。いずれにせよ昭和57年には小学生8人、中学生12人、保育所2人の各独立校の維持、奥地集落の存続可能性は厳しい。筆者らの昭和59年8月の再々調査に基づく10年後の人口予測は、最も甘くみて137人という数値が試算されている。この村の独立村としての存続がどこまで可能か、地域社会学的・人口社会学的に興味ある対象である。¹¹⁾

Ⅶ 人口階級別市町村の分布変動

それでは人口階級別市町村に注目し、その数、人口、割合、増減率、人口密度等の分布変動をみることを通して、戦後大都市化現象の推移をたどることにしよう。

表13は昭和25～55年の30年間の分布変動をまとめたものである。この間、大合併政策やその後の地域開発とからんだ新市の誕生、過疎地域の出現等をはさんでいるので注視されたい。100万人以上の大都市数は4から10市へ、その人口は947.4万人（11.3%）から2,329.8万人（19.9%）へと大幅拡大、30～50万都市を中心とした中規模都市は4から36市、136.7万人（1.6%）から1,370.9万人（11.7%）へと、10倍近い肥大を示した。他方5万未満については、合併や過疎現象の影響によって微妙な動きを示す。

あわせて人口増減率を表14でみると、市では人口20～30万を中心とした中規模都市の伸長が最も高い。町村では3万以上の大都市周辺のリムタウンに人口増が高い。昭和30～35年には50～100万規模が26.4%の増でとびぬけていたが、45～50年になると中規模段階で全般的都市化がみられる。また30～35年には5万未満で△5.9%、45～50年に△9.2%と、小規模町村・市で依然絶対減がみられる。

表15は人口増減率段階別市町村数の分布を示す。いわゆる急速な過疎・過密をきざみこんだのは昭和35～45年の10年間に最も激しい。30%以上の増加市町村はようやく昭和50年以降155から78へと頂点をくだり、他方減少市町村は20%以上の減少で35～40年の116、40～45年の149が最も激しく、以後は鎮静化の途にある。

ここで昭和45年のいわゆる過疎法によって指定された1,151市町村に注目してみよう。過疎地域市町村の一団あたり平均人口は、7,291人で全国平均の35,963人の約5分の1である。5万人以上市町村が、非過疎地域2,104では全体の19.2%を占めているが、過疎地域では1市のみ、1万人以上で

表13 人口階級別市町村数・人口・人口の割合

	昭和25年	30年	35年	40年	45年	50年	55年
総数	10 500	4 877	3 574	3 435	3 331	3 257	3 256
市	254	496	561	567	588	644	647
100万以上	4	5	6	7	8	10	10
50万～100万未満	2	2	3	5	7	7	9
30万～50万 "	4	7	12	15	21	32	36
20万～30万 "	14	21	22	28	42	39	42
10万～20万 "	40	64	71	77	73	87	96
5万～10万 "	86	141	156	168	176	204	207
3万～5万 "	99	251	274	239	216	218	198
3万未満	5	5	17	28	45	47	49
町村	10 246	4 381	3 013	2 868	2 743	2 613	2 609
3万以上	35	56	35	47	52	37	59
2万～3万未満	123	270	282	251	216	220	229
1万～2万 "	748	1 142	1 209	1 016	894	824	809
5千～1万 "	2 658	1 461	1 144	1 166	1 120	1 013	964
5千未満	6 682	1 452	343	388	461	519	548
総数	84 115	90 077	94 302	99 209	104 665	111 940	117 060
市	31 366	50 532	59 678	67 356	75 429	84 967	89 187
100万以上	9 474	13 201	16 688	19 398	20 850	23 265	23 298
50万～100万未満	1 717	1 524	1 804	3 405	4 562	4 462	5 743
30万～50万 "	1 367	2 577	4 262	5 582	7 890	11 995	13 709
20万～30万 "	3 343	5 191	5 357	6 674	10 078	9 579	10 345
10万～20万 "	5 426	8 763	9 914	10 922	10 416	12 209	12 965
5万～10万 "	6 020	9 464	10 489	11 312	12 012	13 797	14 115
3万～5万 "	3 905	9 686	10 687	9 302	8 416	8 454	7 764
3万未満	114	127	477	762	1 197	1 207	1 248
町村	52 749	39 544	34 622	31 853	29 237	26 972	27 873
3万以上	1 353	2 036	1 299	1 725	2 009	1 344	2 278
2万～3万未満	2 836	6 432	6 668	5 903	5 081	5 184	5 536
1万～2万 "	9 930	15 734	16 719	14 092	12 337	11 341	11 277
5千～1万 "	17 920	10 723	8 763	8 835	8 300	7 438	7 051
5千未満	20 710	4 620	1 173	1 298	1 509	1 666	1 731
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
市	37.3	56.1	63.3	67.9	72.1	75.9	76.2
100万以上	11.3	14.7	17.7	19.6	19.9	20.8	19.9
50万～100万未満	2.0	1.7	1.9	3.4	4.4	4.0	4.9
30万～50万 "	1.6	2.9	4.5	5.6	7.5	10.7	11.7
20万～30万 "	4.0	5.8	5.7	6.7	9.6	8.6	8.8
10万～20万 "	6.5	9.7	10.5	11.0	10.0	10.9	11.1
5万～10万 "	7.2	10.5	11.1	11.4	11.5	12.3	12.1
3万～5万 "	4.6	10.8	11.3	9.4	8.0	7.6	6.6
3万未満	0.1	0.1	0.5	0.8	1.1	1.1	1.1
町村	62.7	43.9	36.7	32.1	27.9	24.1	23.8
3万以上	1.6	2.3	1.4	1.7	1.9	1.2	1.9
2万～3万未満	3.4	7.1	7.1	5.9	4.9	4.6	4.7
1万～2万 "	11.8	17.5	17.7	14.2	11.8	10.1	9.6
5千～1万 "	21.3	11.9	9.3	8.9	7.9	6.6	6.0
5千未満	24.6	5.1	1.2	1.3	1.4	1.5	1.5

総務庁統計局国勢統計課調べ、各国調による。

表14 人口階級別人口増減と人口密度—全国（昭和40年～55年）

（△は減少）

人口階級	人口増減数（1000人）			人口増減率（％）			面積と人口密度（昭和55年）		
	昭和40年～45年	45年～55年	50年～55年	昭和40年～45年	45年～50年	50年～55年	面積（km ² ）	面積の割合（％）	人口密度 ¹⁾ （人/km ² ）
総数	5 456	7 274	5 118	5.5	7.0	4.6	377 708	100.0	314
市									
100万以上	637	563	31	3.2	2.5	0.1	4 777	1.3	4 876
50万～100万未満	562	580	335	14.1	14.9	6.2	2 397	0.6	2 395
30万～50万	915	1 432	941	13.1	13.6	7.4	9 341	2.5	1 468
20万～30万	1 485	1 072	731	17.3	12.6	7.6	9 131	2.4	1 133
10万～20万	1 357	1 380	850	15.0	12.7	7.0	12 037	3.2	1 077
5万～10万	1 155	1 463	970	10.6	11.9	7.4	24 175	6.4	584
3万～5万	21	381	216	0.3	4.7	2.9	30 891	8.2	251
3万未満	△112	△69	△23	△8.5	△5.4	△1.8	9 799	2.6	127
町村									
3万以上	588	366	443	41.4	37.4	24.1	3 133	0.8	727
2万～3万未満	155	384	420	3.2	8.0	8.2	22 015	5.8	251
1万～2万	△336	181	374	△2.7	1.6	3.4	81 685	21.6	138
5千～1万	△725	△288	△79	△8.0	△3.7	△1.1	101 555	26.9	69
5千未満	△246	△169	△91	△14.0	△9.2	△5.0	60 587	16.0	29

期末時の境域による。

1) 齒舞群島、色丹島、国後島、択捉島及び竹島を除いて算出。

表15 人口増減率段階別市町村数および過疎地域市町村数

		昭和30-35年	35-40年	40-45年	45-50年	50-55年
増加	30%以上	69 (2.1)	147 (4.4)	144 (4.3)	155 (4.6)	78 (2.3)
	20%～30%未満	64 (1.9)	62 (1.8)	94 (2.8)	125 (3.7)	84 (2.5)
	10%～20%未満	172 (5.2)	172 (5.1)	175 (5.2)	268 (7.9)	290 (8.6)
	5%～10%未満	177 (5.3)	166 (4.9)	193 (5.7)	318 (9.4)	386 (11.4)
	5%未満	433 (13.0)	314 (9.3)	377 (11.2)	608 (18.0)	947 (28.1)
減少	2.5%未満	412 (12.4)	260 (7.7)	306 (9.1)	400 (11.9)	551 (16.3)
	2.5%～5%未満	649 (19.5)	393 (11.7)	391 (11.6)	422 (12.5)	418 (12.4)
	5%～10%未満	1,136 (34.2)	978 (29.0)	743 (22.0)	605 (17.9)	441 (13.1)
	10%～20%未満	189 (5.7)	765 (22.7)	802 (23.8)	409 (12.1)	169 (5.0)
	20%以上	19 (0.6)	116 (3.4)	149 (4.4)	65 (1.9)	11 (0.3)
	計	3,320 (100.0)	3,373 (100.0)	3,374 (100.0)	3,375 (100.0)	3,375 (100.0)
内過疎地域の減少率別市町村	30%以上		29 (2.5)	26 (2.3)	14 (1.2)	1 (0.1)
	25%～30%未満		23 (2.0)	37 (3.2)	15 (1.3)	1 (0.1)
	20%～25%未満		51 (4.4)	74 (6.4)	32 (2.8)	8 (0.7)
	15%～20%未満		208 (18.1)	259 (22.5)	69 (6.0)	32 (2.8)
	10%～15%未満		490 (42.6)	479 (41.6)	290 (25.2)	110 (9.6)
	5%～10%未満		295 (25.6)	261 (22.7)	503 (43.7)	335 (29.1)
	5%未満		39 (3.4)	15 (1.3)	203 (17.6)	486 (42.1)
	増加計		16 (1.4)	0 (0.0)	25 (2.2)	178 (15.5)
	計		1,151 (100.0)	1,151 (100.0)	1,151 (100.0)	1,151 (100.0)

注) 1. 国勢調査による。

2. () 内の数値は構成比を示す。下段は、国土庁「過疎対策の現況」、1984年3月より。

は非過疎地域で72.2%であるが過疎地域では19.5%、2千人未満できれば全国110団体の内97が過疎地域に含まれる。

このように小規模町村に過疎地域市町村が多く含まれており、激しい人口減少を経験した市町村と小規模農山村町村とが重複していることが解せる。最も先の表15の下段でみたように過疎市町村の人口減少率は、表面的には昭和40年前後と比べれば歯どめがかかったかに見える。が、楽観的評価は禁物であり筆者はかねがね奄美農村等の過疎地域の実態調査を通じて次の様に考えている。

最近時の過疎地域の現状は、すでに流出可能条件をもつ者が流出し終って、第一段階の減少が鈍りながら、とり残された高齢者世帯が寿命の延びに支えられて、ともかくも維持されているという形で、その限りにおいて第二段階の減少=世帯の廃絶が生じるのがくりのべられているとみられる。従って、当然にして後継者を欠いた家族としての再生産が困難となった世帯を多くかかえているのであり、その量的広がりが高齢化と結びついた形で事態が進行しているのが一般である。高齢者の世帯主が死去したり、都会の子供の所にひきとられ転出したりによって、再生産不能な世帯が解消される時、第二段階の人口減少=世帯の廃絶が生じることになる。

このように移動能力の低い高齢者がとり残され、人口減少が地域産業の衰退、生活環境の悪化、自治体行財政水準の低下、住民意識の後退という悪循環過程をまねいている点にこそ過疎問題が存在しているといえよう。¹²⁾

VIII 地域社会の重層構造と地域開発政策 —コミュニティと学区—

高度経済成長政策と工業優先の地域開発により、地域住民の生活環境の悪化、地域アノミー現象を背景にして、昭和44年の国民生活審議会答申が導火線となり、コミュニティへの憧憬が各方面からうかびあがった。コミュニティの概念を最初に学問的に用いたR. M. MacIver 以来、もともとこの定義は多岐であり、一義的回答は困難である。ただ「地域性」と「共同性」の二義に整理できるが、資本主義経済の展開につれてこの「共同性」の急速なる喪失が結果し、地域社会の解体化の傾向が問題視されるようになった。

こうした中で単なる地域的存在概念 (Sein) として把握する姿勢から、より望ましいコミュニティとは何か、それを形成する方法はどうあるべきかといった当為概念 (Sollen) として、計画的発展・戦略的手掛りとする操作概念としての性格が強まっているところに今日的発想が生み出されてきたのである。(従来コミュニティ論の流れとしては、第1にアメリカ農村社会学中心の地域圏・地域的集団研究の流れ、第2にシカゴ学派都市社会学の人間生態学、第3に地域権力構造の理論、第4にコミュニティの社会計画論があるが、ここで問題とするのは第4の流れの延長でもある。)

このようにコミュニティを単なる地理的空間としてでなく、地域住民の心の中に形成される価値観にふれあうものとして、自治、参加、連帯、コミュニティ・ミニマムの確保といった新しい地域社会を意図的に形成していくための戦略として考えようとする以上、その最も適切な範囲への想定が必要となってくる。その際ほぼ共通の認識になっているのは、伝統的な地域統合の範囲であった町内会・部落会(自治会)のそれよりは広く、かつまた市町村といった行政区域よりは狭い範囲として「学区」が浮び上がってくる。なぜわが国で学校がコミュニティ形式の核にならざるを得ないかの論拠についての詳細な説明は既述の拙稿にまわすしかない。ただ地域社会、なかんずく日常定住圏に存在する住民の生活関連施設体系の中で、全国津々浦々最も普遍的に在り、かつ質の高い施設内容を保っているのは学校であり、かつ知的資源としての教育組織をかかえている。その上、地域流動が激しい今日と

はいえ、地域社会と人々とを結びつけるシンボリック機能・意義を歴史的にもってきたからといえよう。

自治省のコミュニティ研究会によれば、面積は4 km²前後、人口規模は農村では5千人（最小1,700～最大7,000人）人口密集地域で2万人位、83のモデルコミュニティの内58が小学校区、12がその一部13がそれ以上と、若干の差はありつつもおおむね小学校区の範囲が設定され、それをよこぎって線を引くことは皆無である。昭和58年時点でこれまでに設定されたコミュニティに関する地区（小学校区との関連）を、自治省が人口・面積規模別に整理したのが表16である。12,413の内訳は、5 km²未満、小学校区内とやや小規模化している点が指摘されよう。

表16 コミュニティに関する地区（人口-面積）

面積 人口	1 km ² 未満	1 km ² ～ 5 km ²	5 km ² ～ 10 km ²	10 km ² ～ 15 km ²	15 km ² 以上	計
1,000人未満	(39.0) 4,834	(18.3) 2,277	(4.1) 510	(1.4) 171	(2.0) 250	(64.8) 8,042
1,000人 ～5,000人	[9] (3.3) 408	[7] (6.3) 781	(3.2) 404	(1.8) 230	(4.0) 490	[18] (18.6) 2,313
5,000人 ～10,000人	[4] (2.0) 247	[17] (3.6) 446	(1.2) 146	[2] (0.8) 102	(1.5) 190	[23] (9.1) 1,131
10,000人以上	[24] (1.0) 128	[45] (3.4) 417	[1] (1.3) 156	[2] (0.7) 83	(1.1) 143	[72] (7.5) 927
計	[37] (45.3) 5,617	[69] (31.6) 3,921	[1] (9.8) 1,216	[4] (4.7) 586	[2] (8.6) 1,073	[113] (100.0) 12,413

注) 1. 表中〔〕内は、東京都の特別区に関する数値であり、内書きである。

2. 表中()内は、全地区に対する割合(%)である。

自治省『地方公共団体におけるコミュニティ施策の状況』昭和58年12月 p.54

この12,413のモデルコミュニティの小学校区との関連についての内訳は以下の通り。

1. 小学校区の一部	7,669
2. 小学校区	3,530
3. 2小学校区の一部	389
4. 2小学校区	328
5. 2小学校区より広いため	497

さて第三次全国総合開発計画（昭和52年）では、地域社会を以下3つの重層構造としてとらえた定住圏構想を骨子とした。つまり図1の様に、第1は農村の集落圏や身近な環境保全の単位となる街区で形成される「居住区」で全国でおよそ30～50万、第2は小学校区を単位としコミュニティ形成の基盤となっている「定住区」で全国で2～3万、第3は地域開発の基礎的圏域である「定住圏」で全国200～300で構成されている。

これら三層の間に、全国に約8万といわれる藩政村および現段階における市町村規模が各圏域間に位置し、あわせて五重の構造となる。そしてこれらの単位に各種の施設配置をどう設置し一連の地域組織の整備をはかるかが三全総の“分権化”の方向の具現であった。だが「地域の参加の途を開く」と記しつつも、地方自治体である市町村をはずして自治意識の涵養や住民参加を拡大しようとしても上からの地域再編成政策という色彩が濃いものであるという印象はまぬがれない。

図1 コミュニティの重層構造

	農 村	都 市	三全総	行 政	摘 要
1	集 落	20～40戸	居 住 区 30～50万		国勢調査区(50世帯) 67万
2	基礎集落圏	400 ～500戸		旧町村(市制町 村制施行前) 71,494(明16)	大字(150戸)7万 江戸時代の村 町内会部落会 21万(昭16)
3	一次生活圏	1,600～ 2,000戸	定 住 区 2～3万	旧町村(市制町 村制) 標準300～500戸 15,859(明22)	小学校区 24,000
4	二次生活圏	4,000 ～1万戸		市町村 標準8,000人 3,255(昭54)	中学校区 11,000
5	三次生活圏	都 市	定 住 圏 200～300	広域市町村圏 329	

さて今日とりまとめが進められている第四次全国総合開発計画の中間とりまとめでは集中と分散の問題は新たな段階に入ったとして次の2点を指摘している。

第1の変容は、東京圏の相対的地位の上昇により、従来の「三大都市圏対地方圏」という図式から「東京圏対その他」という東京一点集中型の様相が鮮明になってきたこと、第2の変容は域内過密・過疎の進行であり、周辺の小都市・農山漁村から地方中枢・中核都市への人口、諸機能の集積が進み、高齢化の進行が予想されるというものである。

さらには現代の大都市圏の特徴は中枢管理機能の集中にあるとして、東京中心の一極構造を情報ネットワークで国土全体を結んでいこうとした時、人口分布はどのように変わり人々の居住志向はどのように変わっていくのか、今日直面している大課題となりつつある。¹³⁾

IX 結 語

市町村規模は一概に大きければ大きいほど良いというものではない。市町村もまた政治組織体であり、そこには階層的・社会集团的・地域的な対立関係も生じやすい。市町村合併後にしばしば域内に過疎地域が発生しているのも、このことと無関係では無いと考えられる。市町村域が拡大しても、自治体の地域管理能力が伴わず、むしろ僻遠地を増大させて、居住地域の縮小を招いた例が多いのである。例えば筆者のかねてよりのテーマである過疎地域における学校統廃合政策は、政策決定過程にあたり当該の廃校学区民の反対意見は少数意見として議会から融離・消却され、さらには学校廃校が過疎地域住民のなお一層の悲愴感を矛盾拡大化させ、過疎化の進行に拍車をかけたことは実証済みである。

それ故に市町村の区域設定に際しては、住民の主體的で公平な政治参加と、それに基づく合理的な地域管理、地域形成力が最大限に果され得るような条件が前提とされなければならない。特にわが国のような、江戸時代からの藩政村・自然村が明治以降も末端下請機構として存続し続け(時には権力への抵抗の核ともなり)地域社会の運営に生き続けてきたこと、さらにはその範囲が近年の地域開発政策の分権化に際しても、コミュニティ形成政策にあたっても生きてきた単位としてうたわれていること

は既述した。

明治以来の史的・社会学的考察は、これらを見無視した分断的拡大が地域形成力に大きなゆがみを与えてきたことを教え、町村合併で広域行政化しすぎたことへの一種の“反省”・“補完”として、より狭域のコミュニティの重視が叫ばれはじめたという経緯もある。日常生活圏と自治の自主的単位であるべき市町村が融離していれば、中心部の施設の集中する地域以外の遠隔地の旧町村の住民は、行政の恩恵を受けるためには大きな犠牲をはらわねばならず、それが一層自治体を住民から遠い存在とした。また過疎地域の集落再編成のような域内過疎化をもたらしたり、学校統廃合を契機とした一層の過疎化もこれらと無縁ではあるまい。

もちろん筆者は古き・小さきもののみを美とし、自然村を非歴史的に懐古する者ではないから、時代の変化に整合した境界設定の仕方があろうか大いに検討されてよいと思う。ただその場合、わが国の伝統と住民の声を反映した地域社会学的観点からの把握が加味されるべきである。そして画一的合併をしたかと思えば、他方でより狭域のコミュニティを叫ぶという錯誤ではなく、参画と自治の単位としての市町村設置区域の再検討でもある。

蛇足ながら今日中国で進められている「離農不離郷」（脱農しても郷をはなれぬという人口移動を生じさせない）小城镇建設政策の視点から、戦後日本の大都市化現象、過疎・過密問題の根源をふり返る時、いくつかの悔恨の情がよぎるのは筆者だけであろうか。

〔注〕

- 1) 若林敬子、「学区と村落社会—戦後町村合併期の学校統合問題」、村落社会研究会、『村落社会研究』、第9集、1973年10月、および「学校統合と農山村・子ども—“過疎化”段階と“新”通達をめぐって—」、日本教育社会学会、『教育社会学研究』、第21集、1974年11月に明治期、町村合併期、過疎期の整理をしてあるので詳細はここでは省略。
- 2) 若林敬子、「地域開発と人口移動」、『人口問題研究』、第137号、1976年1月。
- 3) 総務庁統計局『住民基本台帳人口移動報告年報』による移動統計は、日本人で市区町村の境界を越えて住所を移したものに關する統計である。つまり同一市区町村内で住所を変更したものは含まず、また同一人でも期間内に2回以上住所を移した場合は、その都度移動数に計上される。従って昭和29年の数字は、町村合併が多かったために、翌30年以降の数字との間に不連続な断層がみられる点が注視される。昭和29年の移動数は549.8万人、移動率6.27%に対し、30年は514.1万人、5.80%、31年は486.0万人、5.43%となるが実質の移動はずっと増加したはずである。近年の市区町村内の域内人口移動は、かつての合併前の範囲でいえば一つの郡内の市町村間移動程度ともいえるであろう域内の分布変動を生む住居移動が注視されなければならないが、その点に統計上の限界がある。
- 4) 亀卦川浩、『明治地方自治制度の成立過程』、東京市政調査会、1955年、島恭彦、『町村合併と農村の変貌』、有斐閣、1958年、などを参照。
- 5) 倉辻平治、『都市の経済社会理論序説』、大阪経済大学研究叢書、第三冊、ミネルヴァ書房、1961年9月、pp.118-9。
- 6) 館稔・上田正夫、「地域社会の大きさと人口現象」、『人口問題研究』、第8巻第2号、1952年10月、p.21。なお、『昭和25年都道府県別人口階級別市町村人口動態』1956年は、人口階級別に人口構造と再生産力の特性を分析した。
- 7) わが国の発展は上からの近代化だといわれるように、地域経済の発達が未成熟な段階で、近代国家に必要な行政や公共事業を市町村がすすめなければならなかった。とりわけ重要視されたのは教育である。明治地方自治制を発足させるにあたって、旧村（自然村）では財政規模が小さいために学区の運営が困難で、一定の人口規模、300戸以上を設けて合併を強行した。この結果、貧困な農村部にも全国津々浦々、人的にも財政的にも村落共同体におんぶし、その競争原理においつく急速な教育の普及を可能にさせていったのである。（千葉正士、『学区制度の研究—国家権力と村落共同体』、勁草書房、1962年5月）

また戦後、地方自治制の改革とともに新制中学校の設置運営が市町村に課せられたが、当時の財政危機も

加わり、組合立中学校が設置され、それが一ステップとなり人口8千人以上を標準とした合併が強行されたのである。その組合立中学校数は、昭和25年1,403、28年1,269、31年414、46年124、55年70（組合立小学校は、25年117、28年246、31年77、46年35、55年23）と推移、町村合併によって組合立を解消される場合と、逆に分村合併によって、既存学校を組合立として維持・運営される場合とがあったが、わが国の一般学区としての設置は、設置上“ままこ”あつかいされ、解消の途をたどった。他方、広域行政の一貫として一部事務組合は増大の傾向にあり、昭和55年7月現在、設置数2,954、組織団体数25,595を数える（自治省、『全国一部事務組合要覧』）。広域行政への要請が強まる根拠としては、(1)社会資本の効率的建設利用（港湾、道路）、(2)資源の広域的管理（土地、水）、(3)環境の広域的統制（大気や水汚染）、(4)生活圏の広域化に伴う行政の広域化、(5)国の出先機関と地方行政機関の統合整理があげられよう。特に(5)は強く、住民の要求と反することが多い。自治という観点では人口規模がある程度小さい方が望ましく、政策決定過程・議会に疎外されない範囲ということで、イタリアでは1977年の法律で人口5千人を規準として「地区評議会」がつけられ、この小議会でコミュニティの問題が議論され住民集会も行われるという。

- 8) 自治省、『町村合併促進新市町村建設促進関係資料』、第Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ巻、昭和37年に詳しい。「三重県木曾岬村は今や自ら村をつくり、新しい村長を決めて税金も何も自治村の方に治め、自治村長はこれを供託している」事例もあった（Ⅲ、p.516）。この越県分村合併の事例としては、若林敬子、「越県分村合併と学区—長野県旧神坂村神坂小—」前掲論文参照。
- 9) 地方自治協会、『市町村の境界に関する研究』、1979年6月、同『境界紛争とその解決—市町村の境界に関する研究委員会報告書』、1980年3月を参照。また、今日県境界の未定が以下7か所ある。青森県田子町と岩手県浄法寺町、青森県大和田町と秋田県小坂町、新潟県糸魚川市と長野県小谷村・白馬村、山梨県富士町・鳴沢村と静岡県富士宮市・小山町、熊本県水上村と宮崎県椎葉村、それに十和田湖と中海の湖沼水面、これらは境界未定のため一般に県計に含めない（自治省、『全国市町村要覧』、59年版、p.30）。
- 10) 欧米では自治体は特別な目的にしたがつくられ、それが合併されたり市制が成立した後でも残っているので複雑な形態となっている。つまり自治体は住民によって目的別につくられるので、簡単に合併したり廃止したりすることがない。このために人口が数百人になっても独立して運営をしている。たとえばアメリカではニューヨーク市は総合的な機能をもっているが、シカゴ市やロサンゼルス市などは教育は教育区、福祉は州や郡（county）が行う。従ってアメリカの自治体は1972年で市が18,517、町村16,991、学区区15,781、特別区23,885と市町村だけでも日本の10倍ちかい。フランスもコミューンの伝統があって、住民が100人でも自治体として運営されている。（宮本憲一、『現代の都市と農村』、日本放送出版協会、1982年7月、p154。参照）
村区域を「基礎」として学区が存在し、統合、分轄、一部のズレは「基礎」自体の非合理的圏域の修正、抗争による妥協的、慣行的産業としての例外にすぎず、組合立学校も解消の途にあるのは“ままこ”的存在であるからだ指摘したのは、アメリカの School District のように財政的にも独立した「特別学区」を念頭においてのことであった。
- 11) 若林敬子、「過疎山村の解体過程—愛知県北設楽郡富山村の事例」、『人口問題研究』、第150号、1979年4月、および日本文科学会、『佐久間ダム—近代技術の社会的影響』、東大出版会、1958年3月、参照。
なおもう一つの最小独立村青ヶ島村は、東京から約360km、複式火山で周囲約9kmがすべて200m前後の断崖絶壁である。詳しくは青ヶ島教育委員会・役場、『青ヶ島の生活と文化』、1984年7月、p.1054、および『青ヶ島調査の概報』、人口問題研究所研究資料第100号、1955年1月を参照。
次いで、町としての最大人口として広島県五日市町9.7万人があげられる。広島市は13町村を吸収して昭和55年に10番目の政令指定都市となった。他の9都市が100万以上に比し、広島市は92万人で市域は狭く発展の余地が少ない。五日市町の人口は10年で2倍にふえ、学校建設費は町財政を圧迫する。母都市への合併派と単独市制を主張する両派にわかれて長く対立していたが、59年末に合併が強行され、昭和60年3月20日には百万都市広島が誕生することとなった。警官が議場に入り町長解職の住民投票が1月に実施され、大ゆれに揺れたが、人口を増やす、市域を広げるといっただけの理由の合併では、住民はもう納得しなくなっている。
- 12) 昭和45年の過疎法では「基幹集落の整備および適正集落の育成を図ることにより、地域社会の再編成を促進する」集落整備事業が発足した。昭和46~60年度までにこの政策のもとに72団体、移転集落数200件、移転戸数1,383戸（内団地内1,227戸）が、計14.5億円の補助金をうけて移転を実施した。だが、そこでの圏域が施設の効率的運営の基準からだされ、過疎市町村内における集落再編成による域内人口不均衡分布を増長させているとしたら疑問である。過疎地域問題調査会、『過疎地域における小規模集落のあり方に関する調査研究』、1982年3月、などが参考になる。

- 13) 国土庁, 『四全総長期展望作業中間とりまとめ 日本21世紀への展望—国土空間の新しい未来像を求めて—』, 1984年11月, pp.236~8, および筆者も調査の設計と分析に関与した『人と国土の将来像に関する調査 (I) 調査報告書』, 1984年3月, もあわせ参照されたい.

A Historical and Sociological Analysis of Annexation and
Separation of Communities and Local Governments :
For an Analysis of the Population Distribution in Local Areas

Keiko WAKABAYASHI

The object of this paper is a historical and sociological analysis of local governments which is the space unit of population distribution in local areas.

Specially in Japan, national government carried large scale combination of local government's unit into effort, simultareously throughout the country in 1889 and 1953. As the result, its population size and its gross area of city, town and village extended, and decreased in number without mutual agreement of inhabitants.

In Japan, urban (city) population as a matter of form increased rapidly, the greatest care must be taken in analysis and distriminate between urban and rural.